

確定申告における 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

●自宅でパソコン・スマートフォンから 確定申告できます

国税庁 HP の「確定申告等作成コーナー」で、画面案内に従って金額などを入力すれば自動計算機能により申告書を作成することができます。作成した申告書は e-Tax を利用して送信するか、印刷して郵送などにより提出することができます。

なお、令和3年分から、スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などを自動で入力できるほか、スマートフォンの専用画面の対象範囲も拡大しています。

スマートフォンからの e-Tax をぜひご利用ください。
(確定申告書等作成コーナー URL ⇒ <https://www.nta.go.jp>)

☎ 三島税務署 ☎ 055-987-6711



●確定申告の必要がない人の還付申告は、 5年間行うことができます

令和3年分の確定申告については令和8年12月31日まで申告できます。来年度以降の申告も可能ですのでご承知ください。(ただし、配当等所得・株式等譲渡所得のある人の市県民税の課税方式の選択は、市県民税の納税通知書の送達前までに申告する必要があります。)

●各会場への来場に際して

- ・37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状や体調のすぐれない人は、来場を控えていただくようお願いいたします。
- ・マスクを着用してご来場ください。手指アルコール消毒液をご利用ください。
- ・できる限り少人数でお越しください。
- ・会場内の密を避けるため、受付人数を制限させていただきます。
- ・市の相談会場では、確定申告書に税務署の受付印を押印できません。

三島税務署による確定申告会場

☎ 三島税務署 ☎ 055-987-6711
☎ 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp>

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告会場です。

とき／2月16日(水)～3月15日(火)

9:00～17:00

※土・日・祝日を除く

ところ／三島商工会議所 1階 TMO ホール

※三島会場への入場には「入場整理券」が必要です。会場での入場整理券の配布は16時までです。

※16時よりも早く当日分の配付が終了する場合があります。入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

※「入場整理券」はLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行または三島会場での当日配付の2通りで配付されます。詳しくは、国税庁 HP をご覧ください。(<https://www.nta.go.jp>)

※期間中、三島税務署内には確定申告会場を設けていませんのでご了承ください。

※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

※住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人の説明会を2月10日(木)・14(月)・15日(火)に開催します。申告書の作成から提出まで行いますので、必要書類を確認の上、会場へお越しください。

持ち物／

- 収支内訳書、青色申告決算書
 - 昨年の確定申告書、収支内訳書などの控え(ない場合は、相談に時間がかかったり、正確な記載ができなかったりすることがあります)
 - 源泉徴収票(給与、配当、公的年金など)
 - 控除証明書(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、医療費の明細書)
 - 本人名義の口座番号がわかるもの
 - 筆記用具、電卓
 - マイナンバー・本人確認書類
- ※税務署からお知らせはがきや確定申告書が送付されている場合はご持参ください。

令和3年分の

所得税の確定申告

を下記の期間で開催します

☎ 税務課 ☎ 055-948-2918

市が開催する確定申告相談会

とき／

2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日・祝日を除く)

受付時間／9時～11時、13時～16時

※来場者数などにより、予定より早く受付を終了する場合があります。

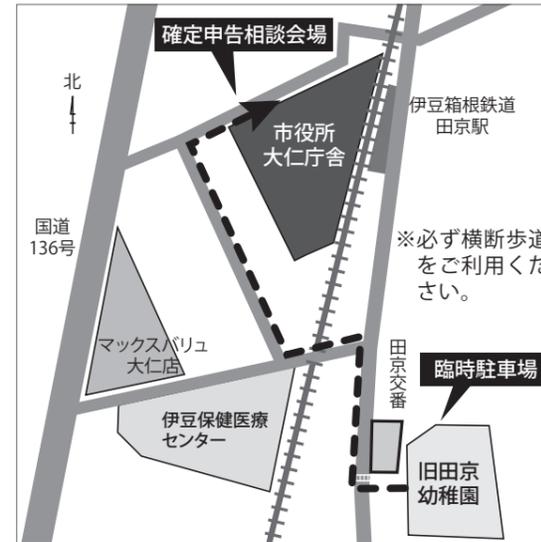
ところ／

大仁庁舎2階 第1会議室

その他／

○市では、青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税及び地方消費税の申告相談は行っていません。三島税務署が開催する確定申告会場をご利用ください。

○各種控除の詳細、計算式、持ち物などについては、国税庁HP、市HPをご覧ください。お問い合わせください。



●医療費控除の適用を受けるには「医療費控除の明細書」の提出が必要となります。ご自宅で作成の上ご来場ください。

●市・県民税の申告について
期間中は、市県民税の申告も大仁庁舎相談会場へお越しください。期間中、税務課(伊豆長岡庁舎)では、記載済みの申告書のみ受け付けます。

所得税の還付申告相談会

相談対象者は、確定申告期間中でも申告書の記載・提出ができます。

新型コロナウイルス感染症対策として、本年度は期間を前倒しして実施します。

とき／2月4日(金)、7日(月)、8日(火)、9日(水)

受付時間／9時～11時、13時～16時(来場者数により予定時刻より早く終了する場合があります。)

ところ／大仁庁舎2階 第1会議室

対象／

- 給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける人(年末調整後に控除の追加をする人も含む)
 - 給与所得者で、年の途中で退職して年末調整をしていない人
 - 給与と年金収入または年金収入のみの人
- 持ち物／
- 令和3年分の給与所得または公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の所得がわかるものも必要です)
 - 控除を受けるための各種資料(証明書・領収書など)
 - 本人名義の口座番号がわかるもの
 - 筆記用具、電卓
 - マイナンバー・本人確認書類の写し